

株式会社 あかね会
ケアステーション えがお
運営規程
(訪問介護・第一号訪問介護事業)

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社あかね会（以下「事業者」という。）が設置する「ケアステーションえがお」（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護、指定第一号訪問介護（以下「指定訪問介護等」という。）事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者（以下、「訪問介護員等」という。）又は従事者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護等を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
2. 指定訪問介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定訪問介護等の提供ができるよう努めるものとする。
 3. 指定訪問介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービス事業者との密接な連携に努めるものとする。
 4. 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 5. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 6. 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 7. 指定訪問介護等においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。指定予防訪問事業においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 8. 指定訪問介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うと共に、他の介護事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。
 9. 全8項のほか、「沖縄県指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年県条例第84号）、「沖縄県指定予

防訪問事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成 25 年県条例第 24 号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第 3 条 指定訪問介護等の提供に当たっては、事業所の訪問介護員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第 4 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：ケアステーション えがお
- (2) 所在地： 沖縄県糸満市真栄里 2055 番地の 1 プラントール蒼
- (3) 連絡先：098-987-0757

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：1 名(常勤・兼務：居宅介護事業所管理者及び訪問介護員)

管理者は、従業者の管理、指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該従業者に、この規程及び関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (2) サービス管理責任者:1 名以上

(常勤・訪問介護員兼務 1 名以上)

サービス提供責任者は、次の業務を行うものとする。

(ア) 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等(以下、提供するサービスが指定訪問介護等にあつては「訪問介護計画」、指定予防訪問介護にあつては「訪問型サービス個別計画」、を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該計画書を交付する。

(イ) 訪問介護計画、訪問型個別計画(以下「訪問介護計画等」という。)の作成後において、当該訪問介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画等の変更を行う。

(ウ) 事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

- (3) 訪問介護員:1.5 名以上(常勤換算)

従業者は、訪問介護計画等に基づき指定訪問介護等の提供に当たる。ただし、業務の状況により増員する事ができるものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。

＊日曜日、暴風警報発令時、12月31日から翌年1月1日までの日を除く。

(2) 営業時間：午前8時30分から午後17時30分まで

＊ただし、特別な事情がある場合においては、この限りではない。

(3) サービス提供日：月曜日から日曜日までとする。

＊但し、非常災害時（暴風警報発令時等）、12月31日から翌年1月1日までの日を除く。

(4) サービス提供時間：午前00時00分から午後23時59分までとする。

2. 前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

3. サービスの提供にあたっては、第1項の(3)及び(4)に関わらず、利用者等からの相談に応じるものとする。

(指定訪問介護の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 訪問介護計画の作成

(2) 身体等の介護に関する内容

ア 食事の介護

イ 排せつの介護

ウ 衣類着脱の介護

エ 入浴の介護

オ 身体の清拭、洗髪

カ その他必要な身体の介護

(3) 生活援助に関する内容

ア 調理

イ 衣類の洗濯、補修

ウ 住居等の掃除、整理整頓

エ 生活必需品の買い物

オ その他必要な家事

(指定予防訪問介護事業の内容)

第8条 事業所で行う指定予防訪問介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 訪問型サービス個別計画の作成

(2) 身体等の介護に関する内容

ア 食事の介護

- イ 排せつの介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ その他必要な身体の介護
- (3) 生活援助に関する内容
- ア 調理
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 住居等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ その他必要な家事
- (4) サービス提供区分
- ①介護予防訪問サービス費(1)・・・1週に1回程度
 - ②介護予防訪問サービス費(2)・・・1週に2回程度
 - ③介護予防訪問サービス費(3)・・・1週に2回を超える場合
- (5) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
- 前各号に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

1. 他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や被害を及ぼすことを行ってはならないものとする。

2. 職員に対し、暴力行為及び威圧的な言動を行うこと。

3. サービス利用の中止及び時間の変更についての申し入れがなかった場合には、次のとおりキャンセル料の支払いを受けることができるものとする。

*ただし、体調や容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要とする。

(1) 訪問予定時間の2日前までに連絡を受けた場合：無料

(2) 訪問予定時間の前日17：00までに連絡を受けた場合：無料円

(3) 訪問予定時間の当日までに連絡を受けなかった場合：

①訪問予定時間が30分の場合：1,000円

②訪問予定時間が60分の場合：2,000円

(4) 訪問予定時間の当日12：00までに利用時間の変更等の連絡が無く、訪問終了予定時間を過ぎる場合：30分につき1,000円

4. 体調・健康状態に異常がある場合、その旨を申し出るものとする。

5. 医師が他の者に感染する疾病であると診断した場合には、サービスを利用することはできないものとする。

6. 職員に対し贈答や飲食等のもてなしは、制度上禁止されておりますので、ご遠慮させていただきます。
7. 個人情報保護上、職員等の住所、電話番号などの個人情報につきましては、お知らせしていませんので、あらかじめご了承ください。
8. 地震、台風、大雪等の自然災害発生時等において、訪問介護員の交通手段及び生命に危険が及ぶ事態が予測される場合は、サービスを中止させていただきます。
9. 感染症の発生を予防または感染のリスクを防ぐ為、入出時の手洗い、マスク、使い捨て手袋等を使用させていただく場合があります。
10. 訪問途中の事故等により訪問困難な場合、事業所より利用者宅へ連絡し、最善の処置をとります。その場合、別の訪問介護員がお伺いする場合があります。

(指定訪問介護等の利用料等)

第10条 指定訪問介護等を提供した際には、利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。尚、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

2. 指定予防訪問介護等を提供した際には、利用料の額は、「各市町村が定める介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領」（以下、「算定基準要領」という。）によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。尚、法定代理受領以外の利用料については、算定基準要領によるものとする。
3. 第11条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。
 - (1) 事業所から片道17キロメートル未満 1,300円
 - (2) 以後、1キロメートル増すごとに 100円
4. 制度上の対象外のサービスの利用については、次の通りの利用料の支払いを受ける事ができるものとする。(例：支給決定前の利用)
 - (1) 制度対象外サービス：2,000円/1時間
 - (2) 制度対象外サービス：1,000円/30分
5. 第11条（支払い方法について）に規定する、口座振替利用時における「事務手数料」として、150円/月
6. 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
7. 第1項から第5項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

8. 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護等に係る利用料の支払いを受けた時は、提供した指定訪問介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(支払い方法について)

第 11 条 指定訪問介護等に係る利用料の支払いについては、下記の方法により支払いを受けるものとする。

1. 口座振替（毎月 20 日振替：但し、当該日が金融機関の休業日に該当する場合はその直後の最初の営業日）
 2. 現金による支払い
 3. 事業者指定による口座振り込み
2. 口座振替及び口座振り込みによる支払いを受けた際は、通帳記載及び振り込み書等を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行いたします。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施地域は、那覇市、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町八重瀬町の全域とする。

2. 通常の指定予防訪問事業の実施地域は、糸満市全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 現に指定訪問介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2. 主治医への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
3. 指定訪問介護の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
4. 指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、事故原因を調査のうえ、事業者にも過失があると認められた場合、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情解決)

第 14 条 事業所は、その提供した指定訪問介護に関する利用者及びその家族（以下、「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2. 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
3. 事業者は、その提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村長、

又は、沖縄県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して沖縄県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、沖縄県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4. 事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第 15 条 事業者は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2. 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
4. 事業者は、他の介護保険サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章により利用者等の同意を得るものとする。

(衛生管理)

第 16 条 事業者は、感染症の発生又はまん延を防ぐために必要な措置を講じるとともに、従業者に対し定期的に健康診断等を実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 17 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止の為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - (2) 虐待防止に関する関係機関との連携
 - (3) 成年後見制度の利用支援
 - (4) 苦情解決体制の整備
 - (5) 従業員に対する虐待防止の啓発及び普及するための研修の実施
 - (6) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての職員への周知徹底。
2. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係機関に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 18 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2. 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3. 事業者は、身体拘束等の適正化を図る為、次の措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための体側を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施。

(非常災害対策)

第 19 条：事業所は、非常災害に関する具体的計画（消防計画・風水害・地震）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を年 1 回行うものとする。

(感染症対策に関する事項)

第 20 条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

2. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

3. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条：事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定生活介護の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2. 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務

の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1)採用時研修：採用後1カ月以内

(2)継続研修：年2回

2. 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3. 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存するものとする。

4. 事業者は、指定訪問介護の利用について市町村又は居宅介護支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力するものとする。

5. この規程に定める事項のほか、必要な事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

6. 事業者は職員に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護等の提供をさせないものとする。

附 則 この規程は、令和2年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

この規定は、令和 年 月 日から施行する。